病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇九五を、平成二十五年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇九五を、平成二十六年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三四を、平成二十七年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四を、平成二十八年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一六を、平成二十四年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五七を、平成二十五年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五〇を、平成二十六年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五〇を、平成二十七年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三〇六を、平成二十八年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇一をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「病院事業一般会計出資債同意等額密度」という。）、救急告示病院数に二二三八・一〇を乗じて得た数及び救急告示等病床数に一一五・四四を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「救急告示病院等密度」という。）、上水道一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四を、平成二十三年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五一を、平成二十四年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五一を、平成二十五年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五一を、平成二十六年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八四五を、平成二十七年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇七をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「病院事業一般会計出資債同意等額密度」という。）、救急告示病院数に二二二二・九七を乗じて得た数及び救急告示等病床数に一一四・六六を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「救急告示病院等密度」という。）、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金及び平成十年度以前に許可された上水道一般会計出資債元利償還金の合計数に〇・〇三四を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「上水道元利償還金密度」という。）並びに平成十一年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一八二を、平成十二年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一七六を、平成十三年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一八二を、平成十四年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一